

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）							項目名	質問	回答	備考
1-1	入札説明書	1	1							入札説明書等の位置付け	先行して市が公表した書類とは令和6年9月26日に公表された実施方針、また、令和6年11月8日に公表された実施方針等の質問および回答が対象ということでよいのでしょうか。また、J街区において示された内容でI街区と共通する要求水準等の見解も含まれると考えてよいのでしょうか。ご教示願います。	「先行して市が公表した書類」は、市営野庭住宅（I街区）建替事業に係る以下の書類となります。 ①令和6年9月26日付「実施方針」「要求水準書（案）」「モニタリング基本計画（案）」 ②令和6年11月8日付「実施方針等に関する質問・意見への回答」 なお、市営野庭住宅（J街区）建替事業に関する書類は含みません。	
1-2	入札説明書	8	3	3.1	3.1.2.	(2)	a	(a)		入札参加者の参加資格要件（共通）	・・・入札有資格者名簿（設計・測量等関係）との記載がありますが、測量等関係の測量許可の資格は不要との見解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	「3.1.2(2)入札参加者の参加資格要件（業務別）」に記載のない企業については、「3.1.2(1)入札参加者の参加資格要件（共通）」の要件を満たす必要があるほか、業務の実施にあたり、法令上求められる資格は必要です。	2月28日 先行回答公表
1-3	入札説明書	12	4	4.3	4.3.2	(1)				質問の受付	提出先「10.4関連情報を入手するための照会窓口等」を参照は10.5の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「10.5.関連情報を入手するための照会窓口等」に修正します。	2月28日 先行回答公表
1-4	入札説明書	13	4	4.3	4.3.3					現地見学会の開催	提出先「10.4関連情報を入手するための照会窓口等」を参照は10.5の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「10.5.関連情報を入手するための照会窓口等」に修正します。	2月28日 先行回答公表
1-5	入札説明書	14	4	4.3	4.3.4					資格審査書類の受付及び審査	提出先「10.4関連情報を入手するための照会窓口等」を参照は10.5の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「10.5.関連情報を入手するための照会窓口等」に修正します。	2月28日 先行回答公表
1-6	入札説明書	14	4	4.3	4.3.6					入札参加資格確認結果の理由説明の申立て	提出先「10.4関連情報を入手するための照会窓口等」を参照は10.5の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「10.5.関連情報を入手するための照会窓口等」に修正します。	2月28日 先行回答公表
1-7	入札説明書	14	4	4.3	4.3.7					入札提出書類の提出	提出先「10.4関連情報を入手するための照会窓口等」を参照は10.5の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「10.5.関連情報を入手するための照会窓口等」に修正します。	2月28日 先行回答公表
1-8	入札説明書	15	4	4.3	4.3.9					提案書に対する事業者ヒアリング及びプレゼンテーション	プレゼンテーション実施時期、内容を後日連絡をすると記載がありますが、いつごろを想定しているのでしょうか。令和7年4月以降での連絡となりますと提案書作成業務にも支障が出てきますので、想定内容のアウトラインでも構わないのでご教示願います。	プレゼンテーションの実施日及び内容については、令和7年7月中旬を目安に連絡する予定です。 現時点におけるプレゼンテーションの内容としては、最初に提案書に関するプレゼンテーションを行い、続いて横浜市民間資金等活用事業審査委員会（以下、「PFI審査委員会」という。）がヒアリングを行うこととし、プレゼンテーション：15～20分、ヒアリング：30～40分の合計45～60分を想定しています。 また、プレゼンテーション前に、PFI審査委員会から確認・質問事項があれば、事前にお送りしますので、プレゼンテーション時に回答をお願いします。 なお、PFI審査委員会ではプレゼンテーションの内容を受け、事前にお送りした確認・質問事項以外についても適宜ヒアリングを実施します。	2月28日 先行回答公表
1-9	入札説明書	17	4	4.3	4.3.12					入札の辞退	提出先「10.4関連情報を入手するための照会窓口等」を参照は10.5の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「10.5.関連情報を入手するための照会窓口等」に修正します。	2月28日 先行回答公表

市営野庭住宅（I 街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）				項目名	質問	回答	備考	
2-1	要求水準書【市営住宅整備等業務編】						既存住宅等図面	令和4年7月5日の「建築計画の考え方について」のなかでの既存図面（竣工図）において、I-1号棟の東側2階建て部分の平面図がありませんでした。入札公告以降に配布予定の既存住宅等図面には図示されていますか。ご教示願います。	図示されています。 「参考資料1：既存住宅等図面」における6-1～7の老人同居室関連の図面が該当しますので、ご確認ください。 なお、参考資料1から5については、希望者に個別に配布しております。 参考資料1～5のデータ送付を希望される場合は、件名を「【野庭I街区要求水準書参考資料送付希望】（事業者名）」としてkc-shiejigy@city.yokohama.lg.jp宛にメールにてご連絡ください。	2月28日 先行回答公表	
2-2	要求水準書【市営住宅整備等業務編】						既存住宅等図面	令和4年7月5日の「建築計画の考え方について」のなかでの既存図面（竣工図）において、集会室の東側の増築部分（スロープ含む）の平面図がありませんでした。入札公告以降に配布予定の既存住宅等図面には図示されていますか。ご教示願います。	図示されておりません。 既存図は参考であり、既存図がない部分も含め現況優先とご理解ください。	2月28日 先行回答公表	
2-3	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	2	2	1	(2)		参考工事費内訳書の作成	参考工事内訳書の作成において土工事における建設発生土の処分地は、公共工事における処分地を利用出来ると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に準じて処分を行うこととします。		
2-4	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	6	2	3	(1)	ウ	(ノ)	横浜市の条令等	本工事は横浜市週休2日制確保適用工事(発注者指定)になっておりますが、予定価格には週休2日の補正係数が掛かってない価格と考えると宜しいでしょうか。ご教示願います。	本工事は横浜市週休2日制確保適用工事(発注者指定)になっておりますが、週休2日制度に同意した場合において、解体撤去工事に関わる業務は達成率に応じ、請負代金額に補正係数を乗じた金額に変更して頂けると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	
2-5	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	6	2	3	(1)	ウ	(ノ)	横浜市の条令等	本工事は横浜市週休2日制確保適用工事(発注者指定)になっておりますが、週休2日制度に同意した場合において、新築住宅等は達成率に応じ、請負代金額に補正係数を乗じた金額に変更して頂けると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	週休2日は要求水準であり、原則として、達成率に応じた契約金額の変更は行いません。	
2-6	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	6	2	3	(1)	ウ	(ノ)	横浜市の条令等	本工事は横浜市週休2日制確保適用工事(発注者指定)になっておりますが、週休2日制度に同意した場合において、新築住宅等は達成率に応じ、請負代金額に補正係数を乗じた金額に変更して頂けると考えて宜しいでしょうか。 また、請負代金を変更して頂ける場合は「物価変動に伴うサービス対価の改定」後の金額に補正係数を乗じ、請負代金額を変更して頂けると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	2-5の回答をご参照ください。	
2-7	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	10	3	2	(2)			施設計画に関する基本的な考え方	安全管理に関し、現在利用されている下野庭第457号線から野庭第2保育園に抜ける敷地内の歩行者通路については、事業用地の使用期間中は確保しないもの（閉鎖する）と考えるとよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。	

市営野庭住宅（I 街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）				項目名	質問	回答	備考
2-8	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	電線共同溝	電線共同溝の仕様については「市及び関係機関等と協議のうえ仕様を決定する」とあります。入札参加業者が公平となるためには入居者移転支援費と同様に、無電柱化工事費の金額を統一すべきと考えますが如何でしょうか。	提案段階における無電柱化の手法については、電線共同溝方式（従来方式）を採用できるものと仮定してください。 なお、電線共同溝の整備が事業期間内に完了することを想定して工程表を作成してください。 用語の定義、仕様、概算額等については、「横浜市無電柱化推進計画（平成 30 年 12 月）」を参考にしてください。 落札者決定後、市及び関係機関等と事業スケジュールも含め協議した結果、電線共同溝方式の採用が困難な場合は他の方式に変更することを認めます。この場合、新築住宅等整備用地内に電柱・電線等を移設することも、電柱・電線等の無電柱化の手法として認められる場合があります。	2月28日 先行回答公表
2-9	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	上水道・下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設整備の内「電柱・電線等の無電柱化に係る電線共同溝の設置を検討し、市及び関係機関等と協議の上仕様を決定する。」とありますが一般的な用語定義で「無電柱化」・「電線共同溝」・「電線共同溝方式」など幅広い用語定義について基本的な設計思想として本市はどのように捉えておりますか。	2-8の回答を参照してください。	2月28日 先行回答公表
2-10	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	本PFI事業において、電線共同溝・無電柱化事業の検討に際し本市より上位組織・団体等の許認可取得については本市で実施されるのかの考え方でよろしいでしょうか。事業の進行役割分担についてどのようにご検討されているのか本市の見解を求めます。	PFI事業者により実施していただきます。	2月28日 先行回答公表
2-11	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	「電線共同溝」の設置検討に際し、起業者であり道路管理者である本市が事業区間を策定し、電力事業者、通信事業者、ケーブルテレビ事業者、有線放送用ケーブル、その他電線管理者、地域住民、まちづくり協議会等の全ての関係諸機関に調整を図り、本PFI事業に掛かる設計思想等をご提示され、ご理解と合意形成を得る基本姿勢として捉えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	PFI事業者が主体となり、市及び関係機関と協議のうえ、事業区間の決定、関係諸機関等との調整を図っていただきます。	2月28日 先行回答公表
2-12	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	電線共同溝の設置検討に際し、起業者及び道路管理者である本市が初期段階において関係諸機関・沿道住民・他企業との基本的合意形成を図るものとし、電線共同溝の設置に伴い新たに設置される地上機器、連係設備、引込設備等の基本計画ならびに地中占用物・道路付属物の支障移設に掛かる工事費用負担者を含め設計・施工等について基本的スケジュールと役割分担についてどのようにご検討されているのか本市の見解を求めます。	2-8の回答を参照してください。	2月28日 先行回答公表

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）				項目名	質問	回答	備考
2-13	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	上水道・下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設整備の内「電柱・電線等の無電中化に係る電線共同溝の設置を検討し、市及び関係機関等と協議の上仕様を決定する。」とありますが路線選定より予備設計・詳細設計・施工に掛かるまでのスケジュール感をもってすれば、道路管理者・関係者・諸機関等とすべての事業説明より合意形成に至るまでに本PFI事業の契約工事期間満了を迎える事態が往々に予想されますがこの点について本市の見解を求めます。	2-8の回答を参照してください。	2月28日 先行回答公表
2-14	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	上水道・下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設整備の内「電柱・電線等の無電中化に係る電線共同溝の設置を検討し、市及び関係機関等と協議の上仕様を決定する。」とありますが道路管理者・関係者・諸機関との合意形成に至る以前に本PFI事業の契約工事期間満了を迎えた場合、「電線共同溝計画」の計画立案・事業進捗に投下した事業者側の発生費用について本体PFI事業の発生費用増減とは切り離し別途、ご請求・ご精算の考え方よろしいでしょうか。ご教示願います。	2-8の回答を参照してください。	2月28日 先行回答公表
2-15	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	「電線共同溝計画」が本体PFI事業契約期間途中で工期末を迎えた場合、計画立案・事業進捗（施工含む）に投下した事業者側発生諸費用について増減精算に対するお考えをご提示願います。	2-8の回答を参照してください。	2月28日 先行回答公表
2-16	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	11	3	2	(5)	ア	公共施設整備等の基本的な考え方	上水道・下水道、ガス、電気、通信等のインフラ施設整備の内「電柱・電線等の無電中化に係る電線共同溝の設置を検討し、市及び関係機関等と協議の上仕様を決定する。」とありますが現段階において、数量・仕様等根拠となるものが明確にされていないので金額の算出は不可能と思われまいか。ご教示願います。	2-8の回答を参照してください。	2月28日 先行回答公表
2-17	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	14	4	2	(1)	イ	全体計画	CASBEEの適用については、Aランクの水準満足するものとする。との記載がありますが、CASBEEを取得するとの事なのでしょうか。若しくはCASBEE水準のみを超えた計画・実施をするとの事なのでしょうか。ご教示願います。	<p>認証の取得は必須ではありません。ただし、延床面積2,000㎡以上の建築物については、建築計画時に「CASBEE横浜」による自己評価を市へ届け出ることが条例で義務付けられています。</p> <p>なお、CASBEEに関する規定について、令和7年4月よりCASBEE横浜の評価基準が改定されることを踏まえ、つぎのとおり、要求水準書を修正します。</p> <p>「CASBEE横浜の適用については、令和7年4月1日改定におけるB+ランクの水準を満足するものとする。」</p>	

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）				項目名	質問	回答	備考
2-18	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	16	4	2	(2)	エ	集会所	独立型集会所はZEB Orientedの水準を確保するとともに・・・と記載がありますがZEB Orientedを取得することなのでしょうか。若しくはZEB Oriented水準のみを超えた計画・実施をすとの事なのでしょうか。ご教示願います。	認証の取得は必須ではありません。	
2-19	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	別紙2：施設設計要領	6	2	2-3		意匠計画集会所	便所（仕様は5-3(7)参照とありますが、(7)がないためP45(6)と読み替えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。別紙2を修正します。	
2-20	要求水準書【市営住宅整備等業務編】	別紙2：施設設計要領	41	5	5-2		倉庫	内部レイアウトは、「図2を参考に」とあるが図41のことでよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。別紙2を修正します。	
3-1	要求水準書（案）【入居者移転支援編】	1		1	(2)		用語の定義 移転料	移転料の具体的な金額をご教示願います。	市が直接入居者に支払う、世帯当たりの現行の移転料は、野庭住宅の他街区への移転：51,000円、その他の住宅への移転：84,000円です。なお、金額は今後の見直しにより変更となる場合があります。	
3-2	要求水準書（案）【入居者移転支援編】	2		2	(1)	ア	移転計画業務	「移転またはが・・・」は誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「本移転、住替え移転または退去が・・・」に修正します。	2月28日 先行回答公表
3-3	要求水準書（案）【入居者移転支援編】	21		5	(4)	キ (ア)	引っ越し業者の手配等	希望者に対する家財等の廃棄を支援した場合、その費用は入居者移転支援業務費に含まれますか。ご教示願います。	PFI事業者自ら、希望者に対し、家財等の廃棄または内装の原状回復等を支援する場合について、その費用を入居者移転支援業務に含めることは差し支えありません。なお、応募者が入札した金額に対し、本市が追加費用を負担するものではありませんので、ご留意ください。	
3-4	要求水準書（案）【入居者移転支援編】	25		6	(4)	(ウ)	仮決定への意見聴取	「この場合、市は、市は修正・・・」は誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。重複部分を削除します。	2月28日 先行回答公表
3-5	要求水準書（案）【入居者移転支援編】	38		8	(4)	ア	本移転等に関する意向調査の実施	対象者に意向調査を実施する際、賃料および優遇措置などの説明が必要と考えます。ご教示願います。	事業者決定後に必要な情報を提供いたします。	
4-1	モニタリング基本計画	2	2	2			書類による確認	提出書類の確認は、提出の都度確認を行って頂く形になると思いますが、セルフモニタリングの結果に関しては、月1回の定例会開催前に共有し、市でモニタリングを実施して頂く形でよろしいのでしょうか。ご教示願います。	モニタリングの方法の詳細は、事業契約の締結後、事業契約書（案）第65条第1項に示すモニタリング基本計画及びモニタリング実施要領において定めます。	
4-2	モニタリング基本計画	5	2	4			モニタリングの手順表：工事段階におけるモニタリング手順及び作業内容	②の工事監理状況報告書(月報)は、工事監理業務の月報を指すのでしょうか。また、工事月報も含まれるのでしょうか。ご教示願います。	ご理解の通り、工事監理状況報告書(月報)は、要求水準書【市営住宅整備等業務編】P24 8 (2)ウに示す工事監理業務の「状況報告書」を指します。また、本項に記載の建設業務の「状況報告書」の含むものではありませんが、モニタリング基本計画又はモニタリング実施要領の作成にあたり、これを含めるよう変更する可能性を排除するものではありません。	
4-3	モニタリング基本計画	5	2	4			モニタリングの手順表：工事段階におけるモニタリング手順及び作業内容	②の『工事完了時に施工記録書を作成し、市へ提出』とありますが、施工記録とは、現場採取試験等の試験結果や自主検査結果等の検査結果の記録の事でしょうか。また、工事日報や工事月報の事でしょうか。ご教示願います。	特則仕様書（建築・電気・機械）、公共工事標準仕様書（建築・電気・機械）に定められた工事に関わる提出書類等を想定していますが、詳細は4-1の回答に示す手続きの中で定めるものとします。	

市営野庭住宅（I 街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）				項目名	質問	回答	備考
5-1	落札者決定基準	3	3	(2)	才		入札価格の確認	ダンピング防止を目的とした最低制限価格は設定されていますでしょうか。ご教示願います。	設定しません。	
6-1	様式集	13	3-3	入札参加者の企業構成表			企業記号	様式3-3で定める企業記号を用いて……。との記載がありますが、任意記号で構わないでしょうか。ご教示願います。	「A社、B社、C社～」としてください。例えば、代表企業・構成企業が合わせて6社の場合はA社～F社と記述してください。	2月28日 先行回答公表
6-2	様式集	17	3-7	資格申告書				事業契約まで期間があるため、複数名の配置技術者候補を挙げておきたいのですが、その場合は様式3-7を複数作成して提出してよろしいでしょうか。ご教示願います。	様式3-7の配置技術者の欄を適宜追加していただいて構いません。 なお、建設業務期間中においては、原則、変更は認めません。 傷病や退職などやむを得ない場合は、市の承認を得たうえで変更可能とします。 また、建設業務期間以外の期間については、入札説明書3.1.2(2)b(e)の条件を満たしたうえで変更可能とします。	2月28日 先行回答公表
6-3	様式集	21	3-11	法人税納税証明書				法人税納税証明書の提出ですが、「種類・証明をうけようとする項目・事業年度」をご教示願います。	納税証明書（その3の3）を提出してください。	2月28日 先行回答公表
6-4	様式集	21	3-11	消費税納税証明書				法人税納税証明書の提出ですが、「種類・証明をうけようとする項目・事業年度」をご教示願います。	納税証明書（その3の3）を提出してください。	2月28日 先行回答公表
6-5	様式集	21	3-11	商業登記簿謄本				商業登記簿謄本の証明する事項をご教示願います。	履歴事項全部証明書を提出してください。	2月28日 先行回答公表
6-6	様式集	21	3-11	経営事項審査に係る客観的点数を証する書類の写し				経営事項審査に係る客観的点数を証する書類の写しは申請時の最新のものという見解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。	2月28日 先行回答公表
6-7	様式集	21	3-11	企業の業務実績を証明できる資料（契約書の写し等）				企業の業務実績を証明できる資料（契約書の写し等）について、コリンズでの実績証明として可能でしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。	2月28日 先行回答公表
6-8	様式集	27	5-2	入札内訳書			入居者移転支援実費	「※入居者移転支援支援実費は課税されない」とありますが、具体的にご説明ください。	誤記のため削除します。	
7-1	基本協定書（案）	5	9	1			事業契約不調の場合における処理	『市及び落札者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする他、市と落札者との間には、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。』とあるが、双方の責めに帰すべき事由とは、どのようなことでしょうか。ご教示願います。	ここでいう「市及び落札者の責めに帰すべき事由なくして」とは、市及び落札者のいずれにも帰責性がないことを表現しており、「双方に帰責性がある事由」を想定したものではありません。	
7-2	基本協定書（案）	6	10	1			違約金	落札者の責めに帰すべき事由による違約金について記載はありますが、市に責めを帰すべき事由が発生した際は、どのようになるのかご教示願います。	特に想定していません。	

市営野庭住宅（I街区）建替事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

番号	資料名	該当頁	該当箇所（見出し記号）				項目名	質問	回答	備考
8-1	事業契約書（案）	3	3	3			事業遂行の指針	契約書、入札説明書等、提案書の矛盾に関する優先順位が記載されているが、協定の有効期限は、事業契約の契約期間の終了時までとなっているが、基本協定書の優先順位はどのようになるのかご教示願います。	契約締結までは、基本協定書が最優先です。契約締結後は、契約書に次ぐ順位となります。	
8-2	事業契約書（案）	16	33	2	2		入居者移転支援業務に係る対価の支払い	「市の定める様式による請求書」についてご教示願います。	任意の書式で構いません。	
8-3	事業契約書（案）	44. 45				別紙6	2-(1) 物価変動に伴うサービス対価の改訂	本工事は横浜市週休2日制確保適用工事(発注者指定)になっておりますが、週休2日制度に同意した場合において、新築住宅等は達成率に応じ、請負代金額に補正係数を乗じた金額に変更して頂けると考えて宜しいでしょうか。 また、請負代金を変更して頂ける場合は「物価変動に伴うサービス対価の改訂」後の金額に補正係数を乗じ、請負代金額を変更して頂けると考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	2-5の回答をご参照ください。	
8-4	事業契約書（案）	46				別紙6	2-(2) 入居者移転支援業務に係る対価（サービス対価B）の物価変動に関する基本的な考え方	「2 物価変動に伴うサービス対価の改訂」の中のP44(1)「建築物価建築費指数」は2015年基準を採用する旨の記載がございますが、P46(2)「企業向けサービス価格指数」には使用年基準の記載がございません。(1)に合わせて2015年基準を採用するか、最新改訂の2020年基準のどちらを採用すれば宜しいでしょうか。ご教示願います。 また、「基本分類指数」－「職業紹介・労働者派遣サービス」を採用と考えると宜しいでしょうか。ご教示願います。	企業向けサービス価格指数は、2020年基準となります。また分類は日本銀行のホームページ（下記URL）にてPDF資料として公表されています「諸サービス」－「労働者派遣サービス」となります。 ■直近のもの https://www.boj.or.jp/statistics/pi/sppi_2020/index.htm ■過去の履歴を含むもの https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cspi_release/index.htm	
8-5	事業契約書（案）						責任区分表について	市とPFI事業者の責任区分表を作成し、契約書等に添付する予定はないのでしょうか。	ありません。	